

町名変更の手續に関する事務取扱いについて

1 背景・目的

本市では、昭和39年から住居表示・土地区画整理による町名・町界の整理に伴い、地方自治法第260条の規定による町名の変更等を実施してきました。

住居表示等による町名の変更等については、住居表示に関する法律等で一定の手續が明確化されています。

一方で、告示上の読み方を変更するなど住居表示等によらない町名の変更等については、町内会からの相談や議会で取り上げられたことがありましたが、手續についての定めがなく、明確化されていませんでした。

町名の変更は、地域住民全体に影響するものであり、住民要望の把握や地名に関する専門的な意見聴取を含めた厳正な手續が必要であるため、住居表示等によらない町名変更の手續に関して事務取扱いを定めるものです。

2 根拠法令等

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条  
○市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

(2) 町名の読み方を変更する場合の国の見解  
○(現在の町名を定めた際ふりがなをふって告示している場合には、)その読み方は社会的にも普及しているものと考えられる。これを変更するのであるから町の名称の変更として取扱い、その処分にあたっては、ふりがなをつけて行うべきである。

(したがって、町名の読み方を変更する場合には)自治法第260条の規定による手續が必要である。〈総務省行政局振興課/回答〉

3 町名変更の対象

○地域住民から変更を求めることができる対象としては、町名変更(読み方の変更を含む。以下同じ。)とし、住居表示実施に伴う町名の変更は対象外とします。(住居表示実施に伴う町名変更については、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)等の規定により実施するものであるため)

4 町名変更の求めの要件

町名変更を求めるときは、町名変更の趣旨及び理由等を明確にした上で、次の3つの要件を満たす必要があります。

①町内会・自治会の総会等において町名変更に係る決議を得ること

地域住民全体に影響を及ぼすものであることから、重要な決定事項として「町内会・自治会の総会等において町名変更に係る決議を得る」必要があります。

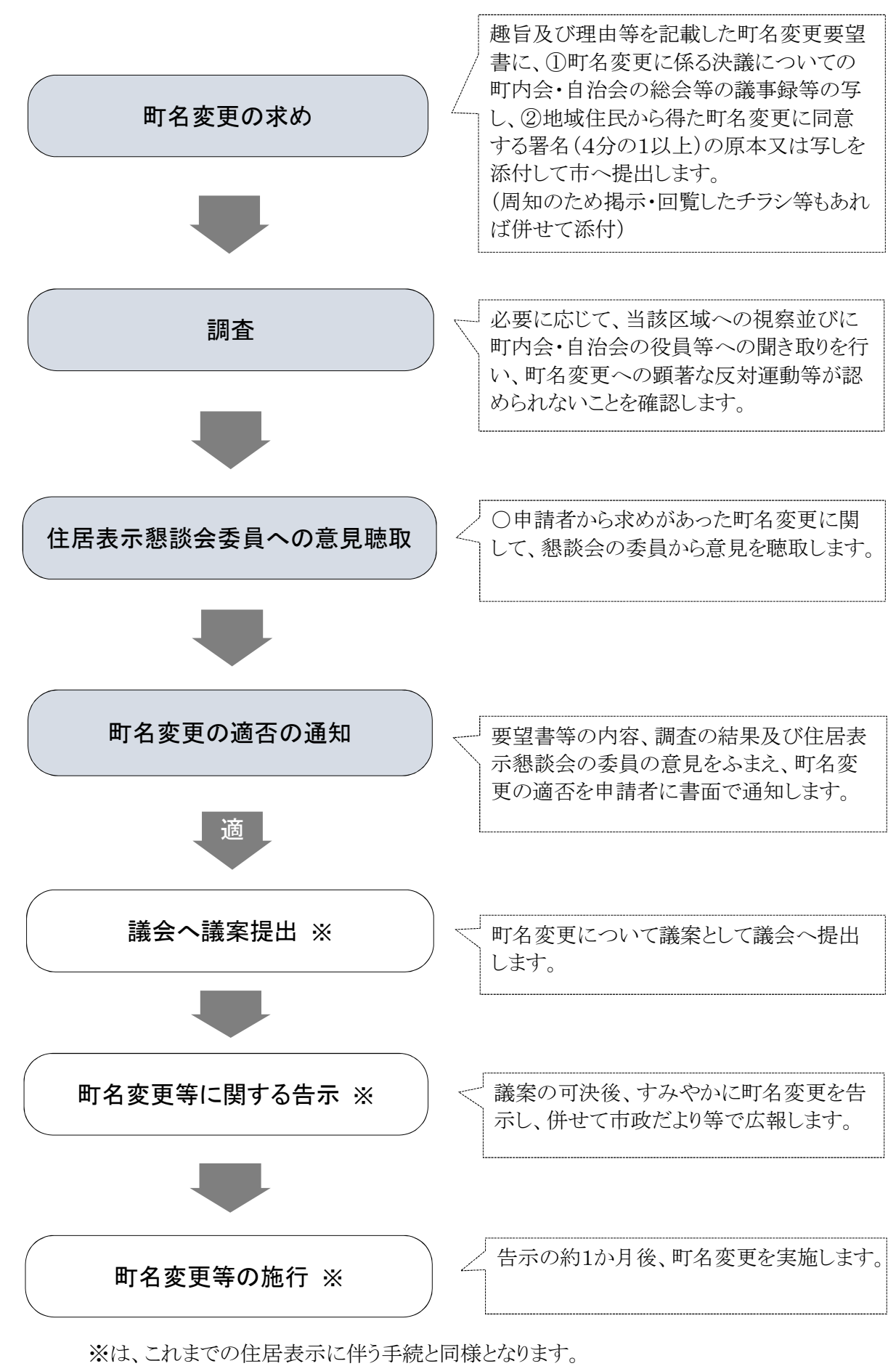
②当該区域の地域住民及び事業者に対して、町名変更に係る周知を図り、当該地域住民の一定程度の同意を得ること

掲示・回覧等により当該地域住民及び事業者へ十分に周知され、かつ15歳以上の地域住民から町名変更に同意する署名を一定程度(4分の1以上)収集することが必要です。

③当該区域において、町名変更の求めに対する顕著な反対運動等が認められないこと

「反対運動等」の例として、町名変更に反対する立て看板、のぼり旗、署名活動及び抗議電話等が考えられます。

5 町名変更の手續フロー



## 【資料2】

### ○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）【抜粋】

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定をする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

### ○町名変更の手續に関する事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の規定により本市の町の名称を変更（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2の規定による変更を除く。）しようとする場合の手續きに関して、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町名変更 本市の区域内の町の名称（読み方を含む。）を変更することをいう。
- (2) 地域住民 当該区域内の町に住所を有する者をいう。
- (3) 町内会・自治会 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているものと認められるものをいう。

(町名変更の求め)

第3条 地域住民は、市長に対して当該地域の町名変更を求めるときは、次に掲げる事項を満たすよう努めるものとする。

- (1) 町内会・自治会の総会等において町名変更に係る決議を得ること
- (2) 当該区域の地域住民及び事業者に対して、町名変更に係る周知を図り、当該地域住民の一定程度の同意を得ること
- (3) 当該区域において、町名変更の求めに対する顕著な反対運動等が認められないこと

2 前項の町名変更の求めは、趣旨及び理由等を記した町名変更要望書（第1号様式）に、同項第1号及び第2号の事項を証する書面を添付して行わなければならない。

(適否の通知)

第4条 市長は、前条の規定による町名変更の求めを受けた場合は、必要な調査を行うとともに、住居表示懇談会の委員の意見を聴き、当該町名変更の適否について地域住民に通知するものとする。

2 前項の通知は、町名変更適否通知書（第2号様式）によるものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月7日から施行する。

## 境町の町名変更について

### 1 町名（境町）の由来

旧川崎宿の東端にあたり、川崎宿と五か村（渡田村、中島村、大島村、小田村、下新田）の境の地域であったことから境町と呼ばれたといわれます。

（出典：川崎の町名 日本地名研究所編 発行＝川崎市）

### 2 町名変更の要望について（資料4、資料5参照）

平成30年12月4日 町名変更要望書受理

要望の趣旨：「境町」の告示上の読み方を変更すること

「さかいまち」 → 「さかいちょう」

### 3 境町の人口及び署名数について（資料6参照）

人口：1,739名（外国人含む、住民基本台帳登録人数、平成30年3月末時点）

目標署名数：435名

有効署名数：558名（要望書提出時）＋8名（追加提出）

### 4 調査結果

#### （1）境町町会定時総会出席者からの聴取（資料5参照）

##### ア 定時総会（平成30年4月29日）での状況

・町名の読み方について、全会一致で訂正申請に賛成していた。特に異論は出なかった。

・出席者の皆様、「さかいちょう」という読み方を支持している。「さかいまち」という読み方になっていることを聞いて、驚いた。

##### イ 境町の読み方について

・古くから住んでおり、小さい頃から「さかいちょう」と言っていた。役所の方が「さかいまち」と言っていることに違和感があるとの意見も、周りで出ていた。

・50年住んでいるが、「さかいちょう」に変更するというよりは戻すという意識。信号標識が「さかいまち」になっていることも気になる。

##### ウ 反対の意見・運動及び他の意見について

・これまでに「さかいちょう」という読み方に反対している話は、出ていない。

・「さかいまち」のほうが良いという意見、別の意見は聞いたことがない。

(2) 現地視察（平成31年1月17日）（資料7）

ア 境町の読み方表記の箇所

- ・「さかいまち」：道路標識、街区表示板、境町フェニックス、境町パイナップル保育園
- ・「さかいちょう」：川崎境町教会、境町薬局

イ 周知の状況

(ア) 町内会での回覧及び掲示板への掲示

(イ) 事業者への聴取

① 株式会社サンホーム さつき橋店（不動産会社）

- ・「さかいちょう」と読み方を変更するための手続をしているという話は聞いていない。
- ・読み方を変更したことによる影響は特にはないと思う。
- ・日頃から「さかいちょう」と呼称している。

② 株式会社川崎ハウジング（不動産会社）

- ・「さかいちょう」へ呼称を変更するための活動は知っている（町内会で周知されていたため）。
- ・昔から「さかいちょう」と呼んでいる。

③ 京浜交通株式会社本社（タクシー会社）

- ・「さかいちょう」と呼称を変更することについては聞いていない。
- ・「さかいまち」と認識している。
- ・反対や賛成ではない。
- ・タクシー会社や金融機関が気にするのではないかと。

④ ヤマト運輸株式会社 川崎駅東口支店

- ・特に話はきいていない。長く働いているが、「さかいちょう」と呼んでいる。
- ・再配達等でお客さんと連絡をとるが、多くの方が「さかいちょう」と呼んでいる。
- ・新規の方は「さかいまち」と呼んでいる。

⑤ 浄土真宗本願寺派 宝円寺

- ・「さかいちょう」への変更の話は知っている。
- ・昔から「さかいちょう」と呼んでいる。

⑥ 川崎境町教会

- ・「さかいちょう」へ変更したいという話は知っている。
- ・教会に来る方々も、併設の幼稚園利用者の方々も、「さかいちょう」と呼んでいる。
- ・「さかいまち」ではないかと言われたこともない。

⑦ 境町フェニックス（特別養護老人ホーム）

- ・「さかいちょう」へ変更したいという話は聞いている。
- ・地域に根ざした施設を目指している。現在の登録は「さかいまち」になっており、呼称変更後に合わせるならば、県に申請するなど事務的な手続は生じるだろう。
- ・県への申請等手続をするとともに、金融機関の口座名のフリガナ変更が必要かもしれない。
- ・広報しているメールアドレスの頭が「sakaimachi…」となっており、検討事項である。

⑧ さわやか信用金庫 川崎支店

- ・住所等はフリガナ入力ではなく、郵便番号で管理しているため、読み方の変更であれば、住所については影響がないと思う。

ウ 反対運動等の有無

現地での反対意見、反対運動は認められなかった。

市に対して町名変更反対する手紙、電話、FAX及びメールはなかった。







平成30年12月4日

川崎市長 殿

申請者名 境 町 町 会  
会長 

## 町 名 変 更 要 望 書

町名変更の手続きに関する事務取扱要領第3条の規定に基づき、次のとおり要望いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

### 1 要望の趣旨

現在川崎市では川崎区境町の読み方を「さかいまち」としていますが、地域住民が古くから広く慣れ親しんでいる「さかいちょう」と変更していただきたくお願い申し上げます。

### 2 要望の理由

「境町」は大正11年（1922年）に「大島」からの分立により新設された町名ですが、この分立の際の告示で町名として「境町（さかいまち）」とルビが振られたそうです。

そのため公的には「さかいまち」の読み方が使われています。

多くの公的機関、インターネット Web サイト、各種地図などでは「さかいまち」となっています。また新しい商業施設、集合住宅などが出来た際には名称に「さかいまち」の読み方が使われることも予想されます。

しかし古くから住民は「さかいちょう」と呼び、現在に至っております。

住民の多くは「さかいまち」と呼んでおらず、非常に違和感があり、そぐわないと考えております。

したがいまして地域住民が古くから広く慣れ親しんでいる「さかいちょう」を正式な読み方としていただくことを切にお願い申し上げます。

また、住民の要望の総意として概ね560名に及ぶ署名を集めましたことを申し添えます。

### 3 要望への反対運動等の有無

有

無

### 4 添付書類

- (1) 町会総会の議事録の写し、町民への町会総会の報告書
- (2) 署名簿、賛同を求める配布・掲示物





# 平成30年度境町町会定時総会【摘録】

日時 平成30年4月29日(日)

場所 境町会館

時間 午後1時30分開会

出席者：出席23名

○ 司会進行 ○○ 理事

1 開会の辞 ○○ 理事

2 物故者へ黙祷

3 町会長挨拶 ○○ 町会長

4 来賓祝辞

衆議院議員 ○○○○

川崎市会議員 ○○○○

川崎市会議員 ○○○○○

川崎市会議員 ○○○○

5 定数報告

司会より定数報告（定数に達した旨）

6 議長選出

司会者一任の聲があがり、○○ 会長が就任

7 議事録署名人指名

議長より○○ 理事を議事録署名人として指名、承認

8 議案事項審議

(1) 第1号議案 平成29年度事業報告

○○ 理事より説明

(2) 第2号及び第3号議案 平成29年度決算報告及び監査報告

決算書は○○ 会計、監査については○○ 会計監査がそれぞれ報告。

第1号・第2号・第3号議案について、拍手多数で承認された。

(3) 第4号議案 平成30年度事業計画(案)

〇〇 理事より説明

(4) 第5号議案 平成30年度予算(案)

〇〇 会計より説明

(5) 第6号議案 境町町名ふりがな、市への訂正申請

〇〇 会長より説明

第4号・第5号・第6号議案について、拍手多数で承認された。

9 役員改選

改選なし

10 議長解任

11 閉会の辞

〇〇 理事

午後2時30分 閉会

## 町丁別年齢別人口統計

平成30年3月末日

10022 境町

| 年齢     | 男   | 女   | 計   | 年齢     | 男   | 女   | 計     | 年齢       | 男     | 女   | 計     |
|--------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-------|----------|-------|-----|-------|
| 0～4歳   | 36  | 31  | 67  | 40～44歳 | 101 | 65  | 166   | 80～84歳   | 33    | 38  | 71    |
| 0      | 6   | 9   | 15  | 40     | 19  | 12  | 31    | 80       | 6     | 7   | 13    |
| 1      | 5   | 2   | 7   | 41     | 22  | 15  | 37    | 81       | 12    | 6   | 18    |
| 2      | 14  | 11  | 25  | 42     | 24  | 9   | 33    | 82       | 3     | 10  | 13    |
| 3      | 2   | 4   | 6   | 43     | 20  | 15  | 35    | 83       | 4     | 9   | 13    |
| 4      | 9   | 5   | 14  | 44     | 16  | 14  | 30    | 84       | 8     | 6   | 14    |
| 5～9歳   | 36  | 40  | 76  | 45～49歳 | 107 | 74  | 181   | 85～89歳   | 14    | 23  | 37    |
| 5      | 8   | 10  | 18  | 45     | 18  | 14  | 32    | 85       | 3     | 6   | 9     |
| 6      | 2   | 5   | 7   | 46     | 22  | 19  | 41    | 86       | 3     | 5   | 8     |
| 7      | 11  | 12  | 23  | 47     | 30  | 12  | 42    | 87       | 2     | 4   | 6     |
| 8      | 7   | 6   | 13  | 48     | 20  | 15  | 35    | 88       | 3     | 7   | 10    |
| 9      | 8   | 7   | 15  | 49     | 17  | 14  | 31    | 89       | 3     | 1   | 4     |
| 10～14歳 | 27  | 34  | 61  | 50～54歳 | 83  | 61  | 144   | 90～94歳   | 5     | 11  | 16    |
| 10     | 4   | 6   | 10  | 50     | 18  | 16  | 34    | 90       | 0     | 2   | 2     |
| 11     | 4   | 4   | 8   | 51     | 20  | 17  | 37    | 91       | 2     | 6   | 8     |
| 12     | 5   | 7   | 12  | 52     | 12  | 11  | 23    | 92       | 0     | 2   | 2     |
| 13     | 8   | 9   | 17  | 53     | 20  | 6   | 26    | 93       | 0     | 1   | 1     |
| 14     | 6   | 8   | 14  | 54     | 13  | 11  | 24    | 94       | 3     | 0   | 3     |
| 15～19歳 | 33  | 34  | 67  | 55～59歳 | 43  | 36  | 79    | 95～99歳   | 0     | 2   | 2     |
| 15     | 7   | 7   | 14  | 55     | 4   | 4   | 8     | 95       | 0     | 2   | 2     |
| 16     | 4   | 5   | 9   | 56     | 9   | 10  | 19    | 96       | 0     | 0   | 0     |
| 17     | 7   | 2   | 9   | 57     | 9   | 7   | 16    | 97       | 0     | 0   | 0     |
| 18     | 10  | 9   | 19  | 58     | 10  | 9   | 19    | 98       | 0     | 0   | 0     |
| 19     | 5   | 11  | 16  | 59     | 11  | 6   | 17    | 99       | 0     | 0   | 0     |
| 20～24歳 | 78  | 63  | 141 | 60～64歳 | 62  | 41  | 103   | 100～104歳 | 0     | 0   | 0     |
| 20     | 9   | 9   | 18  | 60     | 10  | 11  | 21    | 100      | 0     | 0   | 0     |
| 21     | 10  | 11  | 21  | 61     | 15  | 5   | 20    | 101      | 0     | 0   | 0     |
| 22     | 14  | 12  | 26  | 62     | 14  | 8   | 22    | 102      | 0     | 0   | 0     |
| 23     | 27  | 14  | 41  | 63     | 8   | 14  | 22    | 103      | 0     | 0   | 0     |
| 24     | 18  | 17  | 35  | 64     | 15  | 3   | 18    | 104      | 0     | 0   | 0     |
| 25～29歳 | 101 | 67  | 168 | 65～69歳 | 65  | 40  | 105   | 105～109歳 | 0     | 0   | 0     |
| 25     | 27  | 11  | 38  | 65     | 17  | 7   | 24    | 105      | 0     | 0   | 0     |
| 26     | 23  | 16  | 39  | 66     | 13  | 6   | 19    | 106      | 0     | 0   | 0     |
| 27     | 18  | 12  | 30  | 67     | 11  | 8   | 19    | 107      | 0     | 0   | 0     |
| 28     | 15  | 11  | 26  | 68     | 16  | 10  | 26    | 108      | 0     | 0   | 0     |
| 29     | 18  | 17  | 35  | 69     | 8   | 9   | 17    | 109      | 0     | 0   | 0     |
| 30～34歳 | 91  | 58  | 149 | 70～74歳 | 40  | 31  | 71    | 110～114歳 | 0     | 0   | 0     |
| 30     | 18  | 10  | 28  | 70     | 6   | 9   | 15    | 110      | 0     | 0   | 0     |
| 31     | 14  | 13  | 27  | 71     | 7   | 3   | 10    | 111      | 0     | 0   | 0     |
| 32     | 21  | 13  | 34  | 72     | 8   | 6   | 14    | 112      | 0     | 0   | 0     |
| 33     | 18  | 14  | 32  | 73     | 5   | 2   | 7     | 113      | 0     | 0   | 0     |
| 34     | 20  | 8   | 28  | 74     | 14  | 11  | 25    | 114      | 0     | 0   | 0     |
| 35～39歳 | 88  | 65  | 153 | 75～79歳 | 35  | 51  | 86    | 115歳～    | 0     | 0   | 0     |
| 35     | 24  | 16  | 40  | 75     | 7   | 6   | 13    | 115      | 0     | 0   | 0     |
| 36     | 18  | 12  | 30  | 76     | 9   | 16  | 25    | 116      | 0     | 0   | 0     |
| 37     | 19  | 16  | 35  | 77     | 8   | 7   | 15    | 117      | 0     | 0   | 0     |
| 38     | 15  | 11  | 26  | 78     | 8   | 14  | 22    | 118      | 0     | 0   | 0     |
| 39     | 12  | 10  | 22  | 79     | 3   | 8   | 11    | 119歳～    | 0     | 0   | 0     |
| 0～14歳  | 99  | 105 | 204 | 15～64歳 | 787 | 564 | 1,351 | 65歳～     | 192   | 196 | 388   |
|        |     |     |     |        |     |     |       | 合計       | 1,078 | 865 | 1,943 |

$$1943 - (67 + 76 + 61) = 1739$$

15歳以上

$$1739 \div 4 = 434.75 \div 435$$

目標署名数

境町の皆様へ

境町町会  
会長

## 「さかいちょう」？「さかいまち」？ 境町の呼び方について

皆様ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

さて、現在境町の交差点の信号表記・店舗などでは「さかいまち」の呼び方を使用しており、住民の方も「さかいちょう」？「さかいまち」？どちらが正しいの？と疑問に思っておられる方も多いのではないのでしょうか。

川崎市のホームページでは境町の読み方が「さかいまち」となっています。

この「さかいまち」の読み方が公式な読み方になっていますが古くから境町に住んでいる方は「さかいちょう」と呼んでいます。また近隣の町に古くから住んでいる方も「さかいちょう」と呼んでいます。

皆さん「さかいまち」という呼び方はしたことがない！と言っています。

このままでは新しくマンション・店舗などができた場合、川崎市の表記にない「さかいまちマンション」・「スーパーさかいまち」などと呼ばれることとなります。

このことを川崎市に問い合わせたところ、大正 11 年に隣の大島から一部が境町に分立した時に「さかいまち」とふりがなが付けられたことから現在も「さかいまち」となっているようです。

ただ当時から住民は「さかいちょう」と呼んでいたことから現在も住民の間ではその呼び方が使われています。

このままではふた通りの呼び方が存在することとなり、住民は混乱します。

ここで今まで使われてきた愛着のある「さかいちょう」を正式な呼び方とするように境町では川崎市に要望することとなりました。

町名変更に関する要領が川崎市には有り、署名数など条件が整えば変更は可能とのことです。

賛同していただける皆様からご署名をいただきたくここをお願い申し上げます次第です。

※ご署名は 15 歳以上の方とさせていただきます。

※この署名以外に個人情報を使用いたしません。

| お名前 | ご住所 | 15 歳以上の方は○を付けてください |
|-----|-----|--------------------|
|     |     |                    |
|     |     |                    |
|     |     |                    |
|     |     |                    |
|     |     |                    |

※回収には再度お伺いいたしますが町会会館のポストに入れていただいても結構です。

境町会館 境町 9-6



# 境町だより

発 行 人

編集・文化広報部

## 御挨拶

町会長

新緑がまぶしい今日この頃、境町の皆様においてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

去る四月二十九日(日)に境町町会会館において平成三十年度の境町総会を開催いたしました。

現在川崎市では境町のふりがなを「さかいまち」としておりますが長年住民が使用している「さかいちょう」とするよう申請をしております。この件を今回は議案のひとつとして諮りました。

多数のご参加者の方々と各議案を審議し、ご承認をいただきました。ご参加していただいた皆様には厚く御礼申し上げます。

また町会費を納めていただきました皆様にはご感謝を申し上げますとともにここに昨年度の会計のご報告をいたします。

皆様からの町会費は敬老祝いの会、餅つき大会、日帰りバスツアー、スポーツ活動、募金などさまざまな町会活動に使わせていただきました。婦人部、若草会(高齢者)、青年部などの活動にも町会費から支援をしています。

現在境町では右記の部会で大勢の方が活動をしており、それぞれが楽しい会です。皆様のご参加を心よりお待ちしております。会を通じて町民の方がつなげばお祭りなどの行事も盛り上がり、また災害時などでは救援救護など大きな力となるはずで、各部活動にご興味、ご協力していただける方がいらっしゃいましたら、ぜひご連絡ください。これからも境町をますます住みよい町にするよう努力をしてまいりますので皆様からのご指導、御鞭撻の程よろしくお願いいたします。

簡単ですが書面をもちましてご挨拶申し上げます。

## 平成29年度 会計決算書

平成 30 年 11 月

境町の皆様へ

境町町会  
会長

## 「さかいちょう」？「さかいまち」？ 境町の呼び方について

皆様ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

さて、現在境町の交差点の信号表記・店舗などでは「さかいまち」の呼び方を使用しており、住民の方も「さかいちょう」？「さかいまち」？どちらが正しいの？と疑問に思っておられる方も多いのではないのでしょうか。

川崎市のホームページでは境町の読み方が「さかいまち」となっています。

この「さかいまち」の読み方が公式な読み方になっていますが古くから境町に住んでいる方は「さかいちょう」と呼んでいます。

また近隣の町に古くから住んでいる方も「さかいちょう」と呼んでいます。

皆さん「さかいまち」という呼び方はしたことがない！と言っています。

このままでは新しくマンション・店舗などができた場合、川崎市の表記にならい「さかいまちマンション」・「スーパーさかいまち」などと呼ばれることとなります。

このことを川崎市に問い合わせたところ、大正 11 年に隣の大島から一部が境町に分立した時に「さかいまち」とふりがなが付けられたことから現在も「さかいまち」となっているようです。

ただ当時から住民は「さかいちょう」と呼んでいたことから現在も住民の間ではその呼び方が使われています。

このままではふた通りの呼び方が存在することとなり、住民は混乱します。

ここで今まで使われてきた愛着のある「さかいちょう」を正式な呼び方とするように境町では川崎市に要望することとなりました。

町名変更に関する要領が川崎市には有り、署名数など条件が整えば変更は可能とのことです。

近日中に皆様のお宅にお伺いをし、ご説明いたします。

賛同していただける皆様からご署名をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

